

新潟県警察山岳遭難救助隊運用要綱の制定について（例規通達）

平成 9 年 1 月 24 日

本部（地）第 2 号

〔沿革〕 平成11年 3 月本部（地）第 3 号、12年 3 月本部（警務）第30号、13年 3 月本部（地）第 4 号、16年 3 月本部（機改）第19号、10月第42号、17年 3 月第12号、 6 月第42号、 8 月第52号、18年 3 月第31号、19年 3 月第15号、20 年 3 月本部（企）第16号、29年 8 月本部（警務）第31号、31年 3 月本部（地）第26号、令和 4 年 2 月第 5 号、 8 年 3 月第17号改正

このたび、山岳遭難事故に係る捜索・救助体制の強化を図るため、新潟県警察山岳遭難救助隊運用要綱を別添のとおり制定し、平成 9 年 4 月 1 日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

新潟県警察山岳遭難救助隊運用要綱

第 1 趣旨

この要綱は、山岳遭難の捜索・救助に当たる新潟県警察山岳遭難救助隊（以下「山岳救助隊」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 設置

山岳救助隊は、地域部地域課（以下「地域課」という。）に置き、その運用に係る事務は地域課が行うものとする。

第 3 任務

山岳救助隊の任務は、次のとおりとする。

- 1 登山、山菜採り、溪流釣り等（以下「登山等」という。）における遭難者の捜索・救助活動
- 2 登山ルートの特検及び登山等の遭難防止に係る活動
- 3 山岳遭難防止に関する広報・啓発活動
- 4 その他特に指示された事項

第 4 編成

- 1 山岳救助隊長（以下「隊長」という。）には、地域課に勤務する警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 2 山岳救助隊員（以下「隊員」という。）には、地域部長が推薦した警察官の中から、本部長が指定する者をもって充てる。
- 3 山岳救助隊の編成区分は、本部ブロック、下越ブロック、中越ブロック及び上越ブロックとし、各ブロックの所属区分及び活動区域は、次の表のとおりとする。

ブロック	所 属 区 分	活動区域
本部ブロック	地域課 機動隊	県内全域
下越ブロック	新潟中央署 新潟東署 新潟西署 江南署 新潟北署 秋葉署 新潟南署 西蒲署 村上署 新発田署	ブロック内

	阿賀野署 津川署 五泉署 燕署 佐渡署	
中越ブロック	三条署 加茂署 長岡署 見附署 与板署 小千谷署 小出署 十日町署 南魚沼署	同上
上越ブロック	柏崎署 上越署 妙高署 糸魚川署	同上

- 4 各ブロックには班長を置き、地域部地域課長（以下「地域課長」という。）が指名する者をもって充てる。

第5 地域課長等の責務

- 1 地域課長は、山岳救助隊全般の業務を掌握し、その管理運用について、指揮監督するものとする。
- 2 隊長は、山岳救助隊の運営、教養訓練、山岳遭難発生時における総合運用及び所属間の相互調整に当たるものとする。
- 3 班長は、ブロックにおける訓練計画の策定及び実施並びに出動時における隊員の指揮に当たるものとする。

第6 推薦、指定等

1 基準

隊長及び隊員の指定に当たっては、山岳遭難救助活動の困難性及び特殊性を考慮し、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 山岳に関する高度な知識及び技能を有する者
- (2) 身体強健な者

2 推薦

地域部長は、隊長又は隊員として適性を有する警察官を、当該警察官の所属長と協議の上、山岳遭難救助隊員推薦書（別記様式第1号）により本部長に推薦するものとする。

3 指定

本部長は、地域部長から推薦のあった警察官が、隊員として適当であると認めた場合は、山岳遭難救助隊員指定書（別記様式第2号）によりその指定を行うものとする。

4 指定解除の申請

地域部長は、隊員が健康その他の事由により指定を継続することが不適当と認めた場合は、本部長へ解除の申請をしなければならない。

5 指定の解除

本部長は、地域部長から指定解除の申請のあった隊員の指定解除が相当と認めた場合は、山岳遭難救助隊員指定解除書（別記様式第3号）によりその指定を解除するものとする。

6 名簿の備付け

所属長は、所属の警察官が隊員に指定された場合は、山岳遭難救助隊員名簿（別記様式第4号）を作成して地域課へ送付し、地域課長はこれを管理するものとする。

第7 搜索・救助活動に係る運用及び応援派遣

1 運用

本部ブロック以外の隊員は、原則として所属するブロックの活動区域内での山岳遭難の捜索・救助に従事するものとする。ただし、大規模な山岳遭難が発生し、隊員の広域的な運用の必要が生じた場合は、この限りでない。

2 応援要請

署長は、管内において山岳遭難が発生した場合で、山岳救助隊の応援を必要とするときは、山岳遭難救助隊応援派遣申請書（別記様式第5号）により、本部長に応援を申請（地域課長経由）しなければならない。ただし、緊急の場合は電話等による申請を行い、事後速やかに申請書を送付するものとする。

3 派遣及び期間等

(1) 本部長は、次のいずれかに該当する場合は、派遣する隊員を選定し、派遣先及び期間を明示して派遣を命ずるものとする。

ア 署長の応援要請に基づき、その必要を認めた場合

イ 大規模な山岳遭難が発生した場合

ウ その他本部長が必要と認めた場合

(2) 派遣期間は、地域課長が関係所属長と協議して指定するものとする。

(3) 派遣された隊員は、当該派遣先の署長の指揮下で活動するものとする。

(4) 署長は、隊員の中から捜索・救助活動の現場責任者を指定するものとする。

第8 装備資器材

1 山岳遭難の捜索・救助に使用する装備資器材は、個人装備品及び共同装備品とし、その管理は次の表により行うものとする。

区 分	管 理 者
個 人 装 備 品	隊 長 及 び 隊 員
共 同 装 備 品	所 属 長

2 装備資器材の管理者は、その整備点検に努めなければならない。

第9 報告

隊員は、山岳遭難に伴う捜索・救助活動のほか、山岳遭難救助訓練、山岳パトロール、山岳遭難防止広報活動等山岳遭難に関する防止活動を行ったときは、その結果を山岳遭難救助隊活動記録票（別記様式第6号）により、本部長に報告（地域課長経由）するものとする。

第10 教養訓練

隊長は、隊員の救助技術の向上を図るため、必要により隊員を招集し、教養訓練を行うものとする。

第11 服装等

山岳救助隊の服装及び記章は別に定めるものとする。

第12 雑則

この要綱に定めるもののほか、山岳救助隊の運用に関して必要な事項は、地域課長が定めるものとする。